

社会福祉法人宮城厚生福祉会

ケアハウス宮城野の里

重要事項説明書

2024 年 8 月1日改定

1,事業者(法人)の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 宮城厚生福祉会
代表者氏名（職名・氏名）	理事長 金田 早苗
所在地	〒983-0021 仙台市宮城野区田子字富里 153 番地
電話番号	022-388-9968

2、事業所概要

事業の種類	軽費老人ホーム・ケアハウス		
名称	ケアハウス 宮城野の里		
所在地	〒983-0021 宮城県仙台市宮城野区田子字富里 223		
電話番号	(電話)022-388-8777		
管理者 (職名・氏名)	施設長 渡辺 由美		
開所年月日	2000 年 4 月 1 日		
目的	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な 60歳以上の方に入居いただき、日常生活上必要な便宜を提供し、健康で 明るい生活ができるようにすることを目的とします。		
運営方針	事業の目的とその理念、別紙運営規定に添ってご入居者の皆さんが健康 で自分らしく安心して生活が送れるよう支援します。		
利用定員	30 名		
居室の概要	個室 30 室 1 室あたりの面積 23.21 m ² 22 室 26.31 m ² 2 室 23.2 m ² 2 室 24.6 m ² 2 室 23.72 m ² 2 室 * このうち 4 室までお二人部屋にする事が可能 * 居室の変更:ご入居者からの居室の変更希望の申し出があった場合、 居室の空き状況により施設でその可否を決定します。		
主な設備	談話室・ゲストルーム(和室)・ナースコール・エレベーター・食堂・浴室		

3、職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		標準的な勤務時間
	専従	兼務	専従	兼務	
施設長		1			9:00～18:00
生活相談員	1				①8:30～17:30 ②9:00～18:00
介護職員	1				③9:30～18:30
調理員(管理栄養士)		6		1	①6:00～15:00②8:45～17:45 ③10:30～19:30
事務職員		1			9:00～18:00
当直者			4		17:00～9:00

4、職員は下記のことにも留意します

- (1) 生命、身体 of 安全確保に努めます。
- (2) 入所者が年 1 回健康診断を受ける機会を提供し、その記録を保存し健康の保持・疾病の予防に努めます。
- (3) 入居者及びご家族(保証人) の個人情報利用等に関しては、当該入居者・ご家族(保証人) の同意を得ます。
- (4) 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに入居者のご家族(保証人) 等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (5) 職員及び施設に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

5、当事業所が提供するサービス(契約書第 6 条参照)

(1)基本サービス内容(利用料に含まれるもの)

種類	内容
食事	◇栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を毎日 3 食提供します。 ◇医師の指示のある場合は、その指示により特別の食事を提供します。 ◇食事の時間 (1)朝食 7 時 30 分～8 時 45 分 (2)昼食 12 時 00 分～13 時 15 分

	(3)夕食 17時30分～18時45分 ◇欠食する場合、その3日前までに食止表の提出あれば、食事の提供を止めることができます。その際、欠食した分の食費は返還します。 (1)朝食150円 (2)昼食200円 (3)夕食 250円 ◇原則として食堂での食事提供となります。
入浴	◇共同浴室での入浴は日曜祝日以外の毎日とします。 ◇入浴の準備は施設職員が行います。 ◇日曜と祝日はお休みですが、連続した休みになる場合1日おきに入浴できるよう配慮します。 ◇介助が必要になった場合は要介護認定を受けたうえ、外部サービスのご利用についてご相談させていただきます。 ◇お休みの日でもシャワーの利用については、申出により利用可能です。 ◇個浴の利用については、申出により利用可能です。
相談および助言	◇入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合、誠意をもって対応し、適切な援助を行います。 ◇必要に応じて各種事業所サービス等との十分な連携を図り、その利用について積極的に援助を行います。
緊急時の対応	◇身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでも職員の対応を求めることができます。 ◇あらかじめ緊急連絡先を届けている場合、医療機関への連絡と共にその緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
自主活動への協力	◇施設の共用設備を使って自由に趣味活動や自主的なクラブ活動を行うことができます。 ◇前項の場合、必要な費用は参加者の負担となります。また、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行う事ができるものとします。 ◇季節ごとのイベント及び行事等を企画します。 ◇前項の場合、実施に関する費用については自己負担が生じる事があります。
保健衛生 福祉サービス	◇定期健診は年1回及び必要時に行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮します。 ◇介護保険サービスを必要とされる方の利用事業所との連絡調整を行います。

(2) その他のサービス(別途費用のかかるもの)

病院の付き添い	◇原則、本人及びご家族(保証人)またはヘルパーでの対応となります。
受診時の付き添い	◇原則、本人及びご家族(保証人)またはヘルパーでの対応となります。 ◇緊急時等状況に応じて必要な場合は院内等での付き添いを行います。
買い物バス	◇隔週の木曜日買い物バスの送迎を施設職員が行います。 ◇前項の場合で、職員体制により曜日の変更等もあります。 ◇日常生活用品の購入代行が必要な場合には、入居者の状況によって代行します。
洗濯	◇共用ランドリー使用にて、個人での洗濯が基本です。
部外者の施設利用	◇外来客を宿泊させる場合は、原則として施設長に届け出るものとします。 ◇入居者が一時的な疾病等における看護または介護が必要になったために、ご家族(保証人)等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者と相談のうえでその期間を決める事とします。 ◇希望日の3日前までに施設長に届け出せば、外来者に対して食事の提供を行う事ができます。但し、提供を受けた方は、実費として別途定める食事代を負担するものとします。
銀行・郵便局送迎	◇隔週の木曜日銀行・郵便局送迎を施設職員が行います。 ◇前項の場合で、職員体制により曜日の変更等もあります。
所持品の持ち込み	◇保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願いします。

6、身元保証人(契約書第20条、21条参照)

保証人について	◇保証人1名以上を定めていただきます。 ◇身元引受人と同一の場合で特に他に指定がない場合は、緊急時必要な連絡先となります。
保証人の義務	◇施設の利用契約に関することについて、すべての連帯保証を行っていただきます。 ◇入居者の利用料等の経済的な債務については、極度額を100万円とし入居者と連携してその債務の履行義務を負っていただきます。 ◇本契約が終了する場合、保証人は入居者の身柄を引き取っていただきます。 ◇保証人が上記義務の履行が困難になった場合は、入居者は新たな保証人を選定し、施設に通知していただきます。

7、利用料及びその他の費用(契約書第9条参照)

- (1) 利用料には①事務費②生活費③管理費があります。
- (2) 1か月の利用料は①事務費②生活費③管理費の合計額になります。
- (3) 別表に定める月額利用料を参照ください。

管理費	◇家賃相当分の費用
事務費	◇対象収入額に応じて徴収額が変わります。 ◇国の定めた額を基準としており、国の基準が改定された場合は徴収額が変更されます。 ◇所得に応じて減免措置が適用される場合があります。
生活費	◇食事代、共用部分の光熱水費にあたる費用です。 ◇国の定めた額を基準としており、国の基準が改定された場合は徴収額が変更されます。
冬期加算暖房費	◇11月から3月の間加算されます。 ◇国の定めた額を基準としており、国の基準が改定された場合は徴収額が変更されます。
居室で使用した光熱水費	◇電気、水道、ガス(給湯)の料金 * 毎月初めに電気、水道、ガス(給湯)は個別メーターにより算出します。
居室で使用する通信費	◇固定電話を利用される場合は、個別に電話会社と契約してください。 ◇NHK 受信料について、免除申請書提出により免除を受けることができます。 ◇インターネットを利用される場合は、個別に契約が必要です。
利用料の支払い方法	◇毎月 20 日指定口座より引き落としとなります。 内訳(当月分ケアハウス利用料、前月分食材費返還金、前々月居室内光熱水費)

8、協力医療機関

- ◇公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院
塩竈市錦町 16-5 TEL 022-365-5175
- ◇色川歯科医院
仙台市宮城野区福田町 1-10-37 TEL 022-259-4145

9、職員の守秘義務について

サービス提供をする上で、知りえた契約者や家族(保証人)に関する情報は、理由なく第三

者に漏らしません。ただし、医療上緊急性があるときやサービスを提供する上で関係機関と連携をとる必要がある場合、情報を提供することがあります。

10、契約の解除(契約書第 17 条、18条、19条)

◇入居者からの契約解除(契約書第 18 条参照)

- 1) 14 日以上予告期間をもって施設長が定める契約解除届けを提出した時。
- 2) 入居者が死亡し、居室を明け渡した日。

◇施設長が入居者の皆様の契約の解除を判断することがあります(契約書第 17 条参照) 下記の事項に該当し、ケアハウスでの日常生活に支障をきたす様になられた場合退居判定会議(施設長、副施設長、ケアハウス相談員、介護職員、看護師)で検討します。

- 1) 個別の日常生活上の援助(調理を除く)又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受けることができないとき。
- 2) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。
- 3) 伝染性疾患及び精神的疾患等により、他の入居者との共同生活に影響を及ぼしたとき。
- 4) 入居後の言動等により、他入居者の心身に悪影響を及ぼし、共同生活を営むことが困難と判断したとき。
- 5) 利用者・家族から事業職員に対しての暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、パワー・セクシャルなどのハラスメント行為があった場合
- 6) 認知症の発症や身体的な衰え等により自立した生活が困難になり、概ね介護認定が要介護 2 以上と認められる場合。
- 7) 入居者が病院に入院されるなどの理由で当施設を不在にし、不在期間が 3 か月を超える事が予想されるとき。
- 8) その他、施設長と入居者が協議のうえ定めた事由が発生したとき

※退居に際しては、室内の現状回復を基本とし、ハウスクリーニング費用及び明らかな経年劣化とみなされるもの以外の修繕費用等の請求をいたします。

11、非常災害対策

- (1) 非常災害にそなえ、防火管理規定に基づき、防災委員会を設置し防災計画に基づく訓練を定期的実施します。訓練は、年 2 回日中及び夜間体制の避難訓練・通報訓練・救護訓練・消火訓練・運搬訓練を行います。
- (2) 消防署等による定期的な査察及び、訓練指導を受けます。
- (3) 建物にはスプリンクラー及び防火シャッター、屋内外消火栓を設置しております。

(4) 非常食は5日分を備蓄しています。

(5) 各設備等の定期的な保守点検の実施をします。(建物・火気・電気配線等・危険物・機械設備・消防用設備)

12、苦情の受付について(運営管理規定第22条)

当事業所では、苦情に対して真摯に傾聴しその内容を調査、すみやかに対策を検討しその結果を申し立て者に説明ご理解いただくよう努めます。

また、第三者委員への申し立てや公共の苦情解決機関の情報を提供します。

苦情受付からの流れは、別紙苦情解決制度によります。

(1) 当事業所における苦情や相談は下記の専用窓口で受け付けします。

入居者相談コーナー	受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
	所在地	仙台市宮城野区田子字富里223 TEL 022-388-8777 FAX 022-388-8778
苦情対応責任者	施設長	渡辺 由美
苦情窓口	生活相談員	浅野 尚子
苦情処理第三者委員	鹿又 喜治 (弁護士)	TEL 022-225-2711 FAX 022-302-1080
	嵐田 光宏 (社会福祉法人ビーナス会理事)	TEL・FAX 022-289-4872
苦情ボックス	ケアハウス2階食堂に設置しております。	

(2) 当事業所における苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	仙台市健康福祉局高齢部介護保険課 指導第一係	TEL 022-214-8318
	宮城野区障害高齢課介護保険係(宮城野区役所内)	TEL 022-214-5225
	宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会 仙台市青葉区本町3丁目7-4	TEL 022-716-9674 FAX 022-716-9298

13、法人のその他の事業

高齢者福祉施設 その他	○高齢者福祉施設「宮城野の里」 居宅介護支援事業所 宮城野の里 短期入所生活介護福田町 福田町デイサービスセンター I	○十符・風の音 ユニット型介護老人福祉施設 十符・風の音 併設型ユニット型老人短期入居生活介護施設 デイサービスセンター「木の実」
----------------	--	--

	福田町デイサービスセンターⅡ 福田町地域包括支援センター ケアハウス宮城野の里	居宅介護支援事業所 十符・風の音 ○くりこまの里 デイサービスセンターくりこまの里Ⅰ デイサービスセンターくりこまの里Ⅱ 居宅介護支援事業所 くりこまの里
	○田子のまち ユニット型介護老人福祉施設田子のまち 併設型ユニット型老人短期入所生活介護施設	○障がい者就労支援事業所「工房歩歩」 ○障がい児者サポートセンター「てとて」
	○保育事業 乳銀杏保育園 柳生もりの子保育園 古川ももの木保育園 古川くりの木保育園 下馬みどり保育園 岩切たんぽぽ保育園 ○児童館事業 仙台市宮城野児童館	児童発達支援センター「りんごのほっぺ」 放課後等デイサービス「てくてく」 障がい者就労支援事業所「てとて古川」

14、その他 契約締結にあたり、ご入居の方と身元保証人の方の印鑑をお願い致します

年 月 日

ケアハウス宮城野の里入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。		
事業者	名称	ケアハウス宮城野の里
	所在地	仙台市宮城野区田子字富里 223
	管理者	施設長 渡辺 由美 (印)
	説明者	生活相談員 浅野 尚子 (印)

私は本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、ケアハウス宮城野の里の入居に同意しました。		
契約者	住所	
	氏名	(印)
保証人	住所	
	氏名	(印)

* この重要事項説明書は、厚生省令第107号(2008年6月1日)第7条の規定に基づき、入居申込者又はその保証人への重要事項説明のために作成したものです。